

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

地域振興券の処理

Q：当社は、衣料品の小売業を営んでいます。最近、地域振興券をお客から受け取ることがよくありますが、この経理処理はどうすればよいでしょうか。

A：商品販売時に未収金××売上××を計上し、振興券換金時に現金××未収金××の処理をします。

【解説】

個人消費の活発化を目的として「地域振興券」を全国の自治体が交付していますが、商品の販売と引き換えに地域振興券を受け取った事業者側の経理処理は、基本的には次のようにすればよいでしょう。

- (1)商品販売時・未収金××／売上××
- (2)地域振興券換金時・現金××／未収金××

ところで、地域振興券の使用ではお釣りを支払わないこととされていますが、国税庁では、実際の販売価額と地域振興券の差額分も商品の販売価額に含めた形で、消費税の課税売上げにする方向で検討中のようなのです。

たとえば、700円の商品を販売したケースで、地域振興券1,000円分を受け取ったとすれば、未収金1,000／売上1,000円と処理することになるようです。実際の商品販売価額が700円だとしても、消費者が実際に支払ったのは、1,000円分の価値を持つ地域振興券であり、事業者は消費税込みで1,000円分の商品を売ったと考えられるためです。

